

令和 5 年第 5 回

普代村議会臨時会会議録

普代村議会

令和5年第5回普代村議会臨時会会議録			
招集告示年月日	令和5年6月19日		
招集の場所	普代村議会議場		
開閉会日時及び 宣 告	開 会	令和5年6月26日14時00分	
		臨時議長	大上浩史
	閉 会	令和5年6月26日16時30分	
		議 長	正路正敏
応（不応）招議員及び 出席並びに欠席議員 出 席 10人 欠 席 0人 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 × 不応招 ○▲ 公務欠席	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	金子泰男	○
	2	松葉明人	○
	3	大上浩史	○
	4	齊藤正明	○
	5	中上一登	○
	6	嵯峨典行	○
	7	森田幸一	○
	8	大上智	○
	9	古沼和也	○
	10	正路正敏	○
会議録署名議員	1	金子泰男	
	2	松葉明人	
職務のため議場に出席 した者の職・氏名	事務局長	松葉義人	
	書記	藤嶋大輔	

<p>地方自治法第 121 条に より説明のため出席 した者の職・氏名</p>	<p>村 長 副 村 長 教 育 長 総 務 課 長 政 策 推 進 室 長 税 務 出 納 課 長 兼 会 計 管 理 者 住 民 福 祉 課 長 兼 保 健 セ ン タ ー 所 長 兼 包 括 支 援 セ ン タ ー 所 長 建 設 水 産 課 長 農 林 商 工 課 長 観 光 振 興 室 長 兼 休 養 施 設 管 理 員 医 科 ・ 歯 科 診 療 所 事 務 長 教 育 次 長</p>	<p>梶 屋 伸 夫 太 田 吉 信 三 船 雄 三 川 向 正 人 佐々木 大 助 高 井 俊 一 道 下 勝 弘 大 村 修 深 渡 秀 利 宮 田 修 幸 山 田 晃 人 菅 野 伸 二</p>
<p>議 事 日 程 会 議 に 付 し た 事 件 会 議 の 経 過</p>	<p>別紙のとおり 別紙のとおり 別紙のとおり</p>	

<p>開 会 (14:00)</p>	<p>松葉事務局 長</p>	<p>令和5年6月26日(月)第5回普代村議会臨時会 改めまして、ご当選誠にありがとうございます。本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。 議長が決まるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。 年長である大上浩史議員をご紹介申し上げます。 それでは、大上浩史議員、議長席へお願いいたします。 暑いので上着の着脱はご自由に願います。 ただ今ご紹介をいただきました大上浩史でございます。 地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行うことになりました。 議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。 ただ今から、令和5年第5回普代村議会臨時会を開会いたします。 ただ今の出席議員は、10人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。 直ちに本日の会議を開きます。 本日の日程は、お手元に配布いたしました議事日程(第1号)によって進めてまいります。</p>
<p>仮議席の指定</p>		<p>日程第1「仮議席の指定」を行います。 仮議席は、ただ今の着席の議席といたします。</p>
<p>議長の選挙</p>		<p>日程第2「議長の選挙」を行います。 選挙は、投票で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
<p>議場の閉鎖</p>	<p>臨時議長</p>	<p>ご異議なしと認めます。 議場の閉鎖、直ちに投票を行います。議場の出入口を閉めます。 ただ今の出席議員は、10人です。 次に、開票立会人を指名いたします。 会議規則第32条第2項の規定によって、仮議席1番嵯峨典行議員、2番齊藤正明議員を指名いたします。 投票用紙を配ります。 投票用紙の配布漏れはありませんか。 (なし)</p>
	<p>臨時議長</p>	<p>「配布漏れなし」と認めます。 投票箱を点検します。 (異常なし)</p>
	<p>臨時議長</p>	<p>「異常なし」を認めます。 念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。 選びたい人、1人の氏名を記載してください。 また、同じ姓、同じ名前の人が2人以上いる場合に、姓あるいは名前だけ記載したもので、個人を特定できない票は無効となります。</p>

議場の開放	松葉事務局長	ただ今から、投票を行います。 事務局長が議席番号順に議員名を読み上げますので、順番に投票願います。事務局長点呼いたします。 記載いただきましたら、お呼びしたいと思いますのでよろしいでしょうか。それでは、点呼いたします。1番嵯峨典行議員、2番齊藤正明議員、3番松葉明人議員、4番正路正敏議員、5番森田幸一議員、6番中上一登議員、8番金子泰男議員、9番大上智議員、10番古沼和也議員、最後に大上浩史議員。
	臨時議長	直ちに開票を行います。 1番嵯峨典行議員及び2番齊藤正明議員には、開票の立ち会いをお願いします。
	臨時議長	立会人の嵯峨議員と齊藤議員は席にお戻りください。 開票の結果を報告します。 投票総数 10 票。 有効投票 10 票。 無効投票 0 票。 有効投票のうち、正路正敏議員 5 票、金子泰男議員 3 票。 大上智議員 2 票 以上のおりでございます。 この選挙の法定得票数は、3 票です。 従いまして、正路正敏議員が議長に当選されました。 議場の開放、議場の出入口を開きます。 ただ今、議長に当選された正路正敏議員が議場におられます。 会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。 一言ご挨拶をお願いいたします。
休憩再開	正路議員	ただいま当選させていただきました。正路正敏でございます。なにぶん経験不足もありますし、言葉足らず等多々あるかと思いますが、皆様のご協力を持って議会運営を進めていきたいと思っております。また、今回参与の皆様は議場に入っておられませんけれども、今後とも参与の皆様と議場の皆様と侃々諤々やることは大事な事だと思っておりますので、ぜひそういう形で議会を進めていければいいなというふうに思っておりますので、どうぞ議員の皆様よろしくをお願いいたします。
	臨時議長	ありがとうございました。 それでは、正路正敏議長、議長席にお着き願います。これで臨時議長の職務は全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。 議長が議長席に着くまで、暫時休憩いたします。(14:20) ただいま、非常に緊張してまいりまして、字も読めないような状況ですので、眼鏡をかけさせていただきます。それでは、休憩前に戻り会議を再開いたします。(14:22) お手元に配布いたしました議事日程(第1号-2)によって進めてまいり

副議長の選挙		<p>ます。</p> <p>日程第3「副議長の選挙」を行います。</p> <p>選挙は、投票で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議場の閉鎖	議長	<p>それでは議場の閉鎖をお願いいたします。</p> <p>直ちに投票を行います。</p> <p>ただ今の出席議員は、10人です。</p> <p>次に、開票立会人を指名いたします。</p> <p>会議規則第32条第2項の規定によって、仮議席1番嵯峨典行議員、2番齊藤正明議員を指名いたします。</p> <p>投票用紙をお配りいたします。</p> <p>投票用紙の配布漏れはありませんか。</p> <p>(なし)</p>
	議長	<p>「配布漏れなし」と認めます。</p> <p>投票箱を点検いたします。</p> <p>(異常なし)</p>
	議長	<p>「異常なし」と認めます。</p> <p>念のために申し上げますが、投票は単記無記名です。</p> <p>選びたい人、1人の氏名を記載してください。</p> <p>また、同じ姓、同じ名前の方が2人以上いる場合に、姓あるいは名前だけ記載したもので、個人を特定できない票は無効となります。</p> <p>ただ今から、投票を行います。</p> <p>事務局長が議席番号順に議員名を読み上げますので、順番に投票願います。</p>
	松葉事務局長	<p>点呼いたします。1番嵯峨典行議員、2番齊藤正明議員、3番松葉明人議員、5番森田幸一議員、6番中上一登議員、7番大上浩史議員、8番金子泰男議員、9番大上智議員、10番古昭和也議員、最後に正路正敏議長。</p>
	議長	<p>投票漏れはございませんか。</p> <p>(なし)</p>
	議長	<p>「投票漏れなし」と認めます。</p> <p>投票を終わります。</p> <p>直ちに開票を行います。</p> <p>1番嵯峨典行議員及び2番齊藤正明議員には、開票の立ち会いをお願いします。</p> <p>立会人の嵯峨議員と齊藤議員は席にお戻りください。</p> <p>開票の結果を報告します。</p> <p>投票総数10票。</p> <p>有効投票10票。</p> <p>無効投票0票。</p> <p>有効投票のうち古昭和也議員5票、中上一登議員3票、大上智議員2</p>

議場の開放	古沼議員	<p>票。</p> <p>以上のおりでございます。</p> <p>この選挙の法定得票数は、3 票です。</p> <p>従いまして、古沼和也議員が副議長に当選されました。</p> <p>議場の出入口を開きます。</p> <p>ただ今、副議長に当選された古沼和也議員が議場におられます。</p> <p>会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。</p> <p>一言ご挨拶をお願いいたします。</p> <p>ただいま当選しました、古沼でございます。</p> <p>微力ですが、議長を助け、一蓮托生で頑張ってまいりたいと思います。よろしくをお願いいたします。</p>
議席の指定	議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>日程第 4 「議席の指定」を行います。</p> <p>議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定によって、議長が定めることになっております。</p> <p>お諮りいたします。慣例により 10 番は議長席、9 番は副議長席として、各議員席は、「くじ」により定めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
休憩	議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>暫時休憩といたします。(14 : 36)</p>
再開	議長	<p>休憩前に戻り会議を再開いたします。(14 : 50)</p>
	松葉事務局長	<p>それでは議席について、事務局長より発表させます。</p> <p>それでは議席番号を発表いたします。1 番金子泰男議員、2 番松葉明人議員、3 番大上浩史議員、4 番齊藤正明議員、5 番中上一登議員、6 番嵯峨典行議員、7 番森田幸一議員、8 番大上智議員、9 番古沼和也議員、10 番正路正敏議長、以上でございます。</p>
休憩	議長	<p>ただ今の発表のとおり、議席を指定します。</p> <p>暫時休憩といたします。(14 : 52)</p>
再開	議長	<p>休憩前に戻り会議を再開いたします。(14 : 54)</p>
会議録署名議員の指名		<p>日程第 5 「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>1 番金子泰男議員、2 番松葉明人議員の両議員を、会議規則第 120 条の規定により指名いたします。</p>
会期の決定の件	議長	<p>日程第 6 「会期の決定の件」を議題といたします。</p> <p>先刻開かれましたが、議会全員協議会では、本日 1 日ということでしたが、お諮りいたします。</p> <p>本臨時会の会期を全員協議会決定のとおり、本日 1 日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p>

<p>常任委員会委員の選任</p>		<p>よって会期は、本日 1 日と決定いたしました。</p> <p>日程第 7「常任委員会委員の選任」を行います。</p> <p>常任委員会委員の選任については、委員会条例第 6 条第 4 項の規定により、「議長が会議に諮って指名する」こととなっております。</p>
<p>休憩再開</p>	<p>議長</p>	<p>ここで協議のため、暫時休憩いたします。(14:58)</p> <p>休憩前に戻りまして会議を再開いたします。(15:50)</p>
<p>休憩再開</p>	<p>議長 議長</p>	<p>常任委員会委員の選任については、それぞれ次のように指名いたしますので、事務局長より発表させます。松葉事務局長。</p> <p>(「議長、産経の委員が、俺が、大上智になっている」と大上浩史議員)</p> <p>(「そうですね。失礼いたしました。」と松葉事務局長)</p> <p>そうですね。暫時休憩いたします。(15:51)</p> <p>休憩前に戻りまして会議を再開いたします。(16:00)</p>
	<p>松葉事務局長</p>	<p>松葉局長よろしくお願いたします。</p> <p>大変申し訳ございませんでした。常任委員会委員の選任について。普代村議会委員会条例第 6 条第 1 項の規定により下記のとおり常任委員会委員を指名する。</p>
		<p>令和 5 年 6 月 26 日提出、普代村議会議長正路正敏。</p> <p>総務常任委員会でございますが、1 番金子泰男議員、2 番松葉明人議員、7 番森田幸一議員、8 番大上智議員、10 番正路正敏議員でございます。</p>
		<p>産業経済常任委員会の 5 人でございますが、3 番大上浩史議員、4 番齊藤正明議員、5 番中上一登議員、6 番嵯峨典行議員、9 番古沼和也議員。</p>
		<p>次に議会広報常任委員会の 4 人でございますが、2 番松葉明人議員、4 番齊藤正明議員、8 番大上智議員、9 番古沼和也議員。以上のとおり常任委員会委員選任いたしましたのでご報告いたします。</p>
		<p>(「議長、質問がありますが、私の経験であれば、議長の正路正敏さんが、総務常任委員会委員になってるわけですが、議長の場合は、総務と産経のどっちにも組まない。そして、どっちにも行っていいと、どっちにも関与していいということ、今まであった。だからここに、特定の議長は総務だけですよというわけにはいかないわけです。この名前が総務に入っている。だから、名前は、議長の名前はどっちにも入らないであくまでも、どっちにも自由に、基本的にはどっちにも入らない。だがしかし、それこそ議長とか、都合によって入っていれば一言なんか言いたいということであれば、入ってよろしいということなんです。」と大上浩史議員)</p>
	<p>議長</p>	<p>分かりました。その通りだと思います。そういうことであれば、総務常任委員会から一応名前を抜いたなか辞退をして、その全体を見るっていうようなことでよろしいでしょうか。そういうことであれば、その今大上浩史議員が申した通り、議長として、全体のことを見なくてはならないというようなことですので、この総務常任委員会の委員は辞退いたします。</p>
		<p>それでよろしいでしょうか。</p>

常任委員会委員長並びに副委員長の選任報告	議長	(はい) ありがとうございます。 先ほど委員会常任委員の選任について説明がございました。お諮りいたします。この指名にご異議ございませんか。 (異議なし)
	議長	ないようでございますので、ご異議なしと認めます。 よって、日程第7「常任委員会委員の選任」は、ただ今指名いたしました各位を、それぞれ常任委員会委員に選任することと決定いたします。 日程第8「常任委員会委員長並びに副委員長の選任報告」を行います。 常任委員会において、委員会条例第7条第1項及び第2項の規定により、互選により委員長・副委員長を置くことになっております。 先に選任いたしました各常任委員会の協議により、それぞれの正副委員長の互選も休憩中に行っておりますので、その結果を事務局長に報告させます。 松葉局長。 それでは、常任委員会委員長並びに副委員長の選任報告をいたします。 総務常任委員会、委員長7番森田幸一議員。副委員長1番金子泰男議員。 産業経済常任委員会、委員長6番嵯峨典行議員。副委員長5番中上一登議員。 議会広報常任委員会、委員長8番大上智議員。副委員長4番齊藤正明議員。以上でございます。
議会運営委員会委員の選任	議長	今説明のとおり、以上のとおりであります。 日程第9「議会運営委員会委員の選任」を行います。 議会運営委員会委員の選任については、常任委員会と同様に、委員会条例第6条第1項の規定により、「議長が会議に諮って指名する」こととなっております。 議会運営委員会委員の選任については、休憩中に協議をしておりますが、次のように指名いたしますので、事務局長より発表させます。 松葉事務局長。 議会運営委員会委員の選任についてご報告いたします。 議会運営委員会、1番金子泰男議員、2番松葉明人議員、3番大上浩史議員、4番齊藤正明議員、5番中上一登議員、6番嵯峨典行議員、7番森田幸一議員、8番大上智議員、以上でございます。
	議長	お諮りいたします。この指名に、ご異議ございませんか。 (異議なし)
議会運営委員	議長	ご異議なしと認めます。 よって、ただ今指名いたしました各位を、議会運営委員会委員に選任することに決定いたします。 日程第10「議会運営委員会委員長並びに副委員長の選任報告」を行い

<p>会委員長並びに副委員長の選任報告</p>	<p>松葉事務局 長 議 長</p>	<p>ます。 議会運営委員会においても、委員会条例第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定により、互選により委員長・副委員長を置くこととなっております。 先に選任いたしました議会運営委員会委員の協議により、それぞれの正副委員長の互選も休憩中に行っておりますので、その結果を事務局長に報告させます。 松葉局長。 議会運営委員会委員長並びに副委員長の選任報告について。 議会運営委員会、委員長 5 番中上一登議員。副委員長 7 番森田幸一議員。以上でございます。</p>
<p>久慈広域連合議会議員の選挙</p>	<p>議 長</p>	<p>以上のおりであります。 日程第 11「久慈広域連合議会議員の選挙」を行います。 お諮りいたします。久慈広域連合議会議員の選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 従いまして、久慈広域連合議会議員の選挙の方法は、指名推薦にすることに決定いたしました。</p>
	<p>議 長</p>	<p>お諮りいたします。指名推薦の方法については、議長が指名することにししたいと思います。ご異議ございませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 従いまして、久慈広域連合議会議員は、議長が指名することと決定いたしました。</p>
	<p>議 長</p>	<p>議長は、久慈広域連合議会議員に 5 番中上一登議員と 7 番森田幸一議員を指名します。 お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました中上一登議員と森田幸一議員を、久慈広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 従いまして、ただ今指名いたしました中上一登議員と森田幸一議員が、久慈広域連合議会議員に当選されました。 ただ今、久慈広域連合議会議員選挙に当選された中上議員と森田議員が議場におられます。中上議員と森田議員に、会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、あなた方が久慈広域連合議会議員に当選された旨告知いたします。 一言ご挨拶をお願いいたします。 中上議員。</p>

岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	中上議員 議長 森田議員 議長	はい。よろしくお願いいたします。 森田議員。 よろしくお願いいたします。 ありがとうございました。 日程第 12「岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を行います。
	議長	お諮りいたします。岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 従いまして、岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙の方法は、指名推薦によることに決定いたしました。
	議長	お諮りいたします。指名推薦の方法については、議長が指名することにししたいと思います。ご異議ございませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 従いまして、岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員は、議長が指名することと決定いたしました。
	議長	議長は、岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員に、4 番齊藤正明議員を指名いたします。 お諮りいたします。ただ今議長が指名いたしました齊藤正明議員を、岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 従いまして、ただ今指名いたしました齊藤正明議員が、岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。 ただ今、岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選された齊藤正明議員が議場におられます。 会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、あなたが岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選された旨報告いたします。 一言ご挨拶をお願いいたします。 齊藤議員。よろしくお願いいたします。 よろしくお願いいたします。 ありがとうございました。 暫時休憩いたします。(16 : 15) (参与出席)
休憩	齊藤議員 議長	
再開 監査委員の選	議長	休憩前に戻り、会議を再開いたします。(16 : 30) 日程第 13 議案第 1 号「監査委員の選任について同意を求めることにつ

<p>任について同意を求めることについて</p>	<p>榎屋村長 議長 議長 議長 議長</p>	<p>いて」を、議題といたします。 当局の説明を求めます。 榎屋村長。 議案第1号について説明をいたします。 (以下、村長説明、記載省略) 提案理由の説明が終わりました。 本案については、2番松葉明人議員の一身上に関する事件でありますので、地方自治法第117条の規定により松葉明人議員の退場を求めます。 (松葉議員退場) 議案の性格上、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。 この採決は起立採決により行います。お諮りいたします。 議案第1号「監査委員の選任について同意を求めることについて」は、原案に同意することに賛成の議員は起立願います。 (起立全員) 起立全員と認めます。 よって、本案は、同意することに決定いたしました。 それでは、松葉明人議員の除斥を解除し、入場を認めます。 (松葉議員入場) 松葉明人議員に申し上げます。 ただ今、本案は、満場一致をもって原案のとおり松葉議員を普代村監査委員に選任することに同意いたしましたので通知申し上げます。</p>
<p>監査委員の選任について同意を求めることについて</p>	<p>榎屋村長 議長 議長</p>	<p>日程第14議案第2号「監査委員の選任について同意を求めることについて」を、議題といたします。 当局の説明を求めます。 榎屋村長。 議案第2号について説明をいたします。 (以下、村長説明、記載省略) 提案理由の説明が終わりました。 議案の性格上、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。 この採決は起立採決により行います。お諮りいたします。 議案第2号「監査委員の選任について同意を求めることについて」は、原案に同意することに賛成の議員は起立願います。 (起立全員) 起立全員と認めます。 よって、本案は、同意することに決定いたします。 以上で、本日の臨時会に付された事件はすべて議了いたしました。 これをもちまして、令和5年第5回普代村議会臨時会を閉会といたします。</p>
<p>閉会 (16:40)</p>		<p>ありがとうございました。</p>

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

臨時議長 大 上 浩 史

議 長 正 路 正 敏

署名議員 金 子 泰 男

署名議員 松 葉 明 人